

APT

APTニュースレター

2018年11月発行

No. 108



京都YWCA

Asian People Together

## Contents

・琵琶湖博物館遠足記	1
・「ボランティア説明会」で新しい仲間を増やしています!	2
・新メンバー紹介	3
・ココカ交流録	4
・相談事業の変化	4
・「即戦力の外国人材」ではなく、生活者としての受入れを!	5
・活動報告	6

## 🍁🍁🍁🍁🍁🍁 琵琶湖博物館遠足記 🍁🍁🍁🍁🍁

去る10月27日、YWCA多文化共生委員会主催で、外国籍の親子と琵琶湖博物館の遠足に行ってきました。多国籍、多世代の人々が和やかに交流する、とても楽しい1日となりました。

企画の始まりは、APTがオムロンから受賞した「ヒューマン賞」（前回のニュースレターに詳細あり）の賞金100万円の使い道についての話し合いでした。時代の変化とともにボランティアが減少し、支援ニーズも変化したことなどから、かつてAPTが行っていた多文化交流事業や学習支援を、近年はYWCAの多文化共生委員会が担っています。今後これらの活動を有意義に継続するためにも、時代と地域に応じたニーズの掘り起こしが必要です。そこで、皆で楽しみつつ今後の多文化交流事業の展開を探ることも目的に、遠足を企画することとなりました。

琵琶湖博物館は滋賀県草津市に1996年に設立された評判の良い博物館で、今年リニューアルされて話題にもなりました。しかし公共交通機関でのアクセスが悪いため、大型バスを手配して、外国籍親子の参加を呼びかけました。事前にスタッフ4人

で下見をしたり、当日の動きを考えてしおりを準備したり、当日行けないスタッフも記念品パックの事前準備を買って出してくれました。

さて、早朝の雨が上がった当日。数名来られない人がいたものの、タイ、ロシア、フィリピン、パレスチナ出身の親子合計19人と、スタッフ9人の合計28人での出発となりました。行きのバスではまず自己紹介をして、ビンゴゲームなどを行っているうちにあっという間の到着です。参加者は赤ちゃんから祖父母の年齢まで幅広かったので、子どもの年齢を軸にグループ分けをし、スタッフを割り振ってグループ単位で動きました。おおらかでフレンドリーな参加者たちはすぐに打ち解けて、似た年齢の子ども同士が遊びながら、賑やかに展示を巡っていました。

私自身は、新参者スタッフとして、また我が子連れ保護者としての参加だったので、いろいろうまく運ぶか、少し緊張感がありました。しかしこうした交流事業に何度も参加した経験のある多くの先輩スタッフたちの素晴らしい気配りで、心配は全く杞憂に終わりました。国籍や年齢の異な

る人々が、互いに温かい気遣いを持って共に過ごす時間はとても「豊か」で、私自身も楽しめましたし、核家族・少子化時代の我が子を含む子どもたちに、もっとこの



「豊 おちびさんたちは何にでも興味津々

かさ」を体験してほしいと思いました。今回の経験を、今後の多文化交流活動につなげていきたいです。

(水木まき)



新しい出会いに「ばんざ〜い」!

## 「ボランティア説明会」で新しい仲間を増やしています！

APT ならびに APT の所属する YWCA では、いつも共に活動するボランティア仲間を増やしたいと思っています。

APT では、YWCA にある一室で相談者からかかってくる電話に対応したり、訪ねてくる相談者の話を聞いたり、必要な情報を調べて相談者に連絡したりと様々なことをしています。また、京都市内を中心に近隣の府県などにも、役所や裁判所での打ち合わせのために出かけて行きます。さらに、通訳として保健センターなどに行くこともあります。私たちの活動の基本は、一人で決めずできるだけ複数で考えたり行動したりする、としていますので、どうしても常に人手が必要になります。

老若男女いろいろな人が APT の仲間となりますが、それでも、就職したり、家族の都合ができたり、引っ越しをしたり、ほかの活動を始めたり…という理由ができて去

っていく人たちもいます。そういうわけで、私たちは活動を同じように続けていくべく、APT 独自で「ボランティア養成講座」などを行って絶えず仲間を増やそうと努力をしています。

さて、今年度は京都 YWCA 全体でも、ともに活動してくれるボランティアを増やすために「ボランティア説明会」を始めました。先日 9 月 29 日には第 2 回目の説明会を行いました。説明会では、まず、YWCA 全体を理解してもらうために YWCA の様々な活動の紹介をしました。そのうえで、今ボランティアを必要としているグループからのアピールを行い、個別に関心を持ってくださった方々に直接説明をするという形で行いました。

もちろん、京都 YWCA の多文化共生委員会の一部門として APT もアピールと個別の説明を行いました。その結果、第 1 回目に

続き新しいメンバーを増やすことができました。2回の説明会を通じてAPTのメンバーに加わってくださった方々は、今APT内で研修を受けつつ頼れる仲間となってきました、これからの活躍が期待されています。

APTでは20代から60、70代の女性・男性、職業も国籍も様々な人たちが相談員と

して活動しています。このニュースレターをご覧になった方も、関心を持たれましたら是非私たちの仲間となっても活動により豊かなものにしていきませんか。お待ちしております。

(安藤いづみ)



いろいろな方々に集まってきました



がんばってあれこれご紹介



## 新メンバー紹介

4月からAPTに参加させていただいております田畑亜希子と申します。2003年、中国浙江省杭州市にある浙江大学にて一年ほど中国語を学んだ後、上海へ移住し、2010年まで日系コンサルタント会社で働いておりました。

「你好」「谢谢」しか知らずに飛び込んだ私の中国生活。そこで沢山の現地中国人の方々に親切にしてもらい、彼らの助けなくしては私の中国生活は成り立ちませんでした。その恩返しの気持ちが、日本で困っている外国人の方々のお役に立ちたいという思いに変わり、外国人支援の活動に興味を持つようになりました。中国からの帰国

後は東京都大田区区役所内多文化共生推進センターにて相談員兼中国語通訳として働いておりました。

京都YWCAを知ったきっかけは、京都へ引っ越して間もない頃、町散策をしながらふと目に留まったYWCAのパンフレットを手にしたことです。京都でも外国人支援に関わりたと思っていて私はすぐにボランティア養成講座に参加いたしました。

まだまだ解らないことばかりで勉強しなければならぬことが沢山ありますが、APTの活動に少しでもお役に立てれば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

(田畑 亜希子)



## ココカ交流録

毎年恒例になっているココカとの交流会が、9月15日にYWCAで行われました。今年のココカから16名のかたに参加いただき、ココカへ持ち込まれた相談ケース2件を中心に活発な意見交換が行われました。2件のケースの中で、特に強い方言のある外国語を話される相談者への対応に関して、ココカ側とAPT側双方から様々な意見が出されました。

ある相談者は強い方言がある外国語ゆえに、日本の行政の窓口へ行っても理解してもらえず、ココカへ相談をされたというケースでした。しかし相談を進めていくうちにその相談者は行政との橋渡しだけではなく、誰かに自分の話を聞いてもらいたい、しかし誰もわかってくれない、その人の国の、限られた地方の人たちだけが使う独特の方言ゆえに、日本では話し合える人、わかってくれる人が見つからない、というストレスを抱えておられるのではないかと思います。

わかってほしいのに、わかってあげたいのに、思うように話が進められない。心はあせるけど、話は前へ進まない。そんな状

況から相談者はあせり、余計に前のめりになり、また相談員もあせりと戸惑いを感じ、双方がストレス状態に陥ってしまったのではないかと心配の声があがりました。

言葉の壁ゆえに話すというコミュニケーションに通常の何倍ものエネルギーが要求されています。これでは相談を受ける側も予想以上のストレス、プレッシャーを感じてしまいます。相談員の精神的な健康を気使う意見もでました。

今回のケースでは相談員は急いで進もうとせず、ココカの他のメンバー—たとえその人たちが相談者の国の言葉が話せなくても、周りに相談しながら進めましょう、そうやって相談員のほうにストレスがたまらないようにしてほしいという希望的アドバイスが複数だされました。

話を聞くというごくごく普通のアクションが、状況によっては相談員の意欲を低下させてしまい、相談員が孤立してしまう、そのようなことにならないよう周りにいる人たちは心がけていかなければならないと感じました。

(東前 正美)



## 相談事業の変化

APTが活動の主体としてきた「相談事業」は、件数とともに内容や形式も変化してきましたが、今年度は電子メールによる遠距離からの相談がいくつかありました。

基本的にAPTでの支援は「在日」の外国人を対象にしてはいるものの、ではどちらに案件を繋ぐかということになると「さて…」という場合もあります。

ひとつの事例として、海外で結婚した日本人の外国人配偶者からのメール相談がありました。日本人配偶者が理由も明かさないうまま、子どもを連れて帰国してしまった。自分はどうしたらいいだろうか、という内容に対し、ハーグ条約に詳しい弁護士を居住地で探して対応するように、と回答しました。他には、日本人との婚姻関係のトラブルと同時にビジネスを始めたいの

で、そのための在留資格の変更について知りたいという他県からの相談もありました。詳細を確認する過程で連絡が途切れたので、案件にはなりませんでしたが…。

いずれも実際の活動にはつながりませんでしたが、しかし今や国内外を問わず、日本人と関係した家事事件や、都市部以外に

居住する在日外国人にも、いろいろなトラブルが発生する可能性があります。メールでのみでの対応が必要になってくる可能性もゼロではなくなりそうな気配です。質量ともに、今までの支援体制を見直す時期にきていると感じます。

(大手 理絵)

## 「即戦力の外国人材」ではなく、生活者としての受入れを！

人手不足を補うため、政府は11月2日、新たな在留資格を設ける出入国管理法の改正案を国会に提出しました。外国人受入れ政策の大きな転換です。

受入れ対象としては、農業や介護、建設、農業、漁業など14業種が検討されていますが、詳細は成立後に定めるとしています。

例えば「特定技能1号」は、在留期間は最長で通算5年、家族の同伴は認めないとしています。さらに「特定技能2号」では、試験や審査を通れば更新回数に制限はなく家族の帯同も認める。長期の就労も可能だが「誰でも永住を取れるわけでは無い。」(予算委員会の答弁)

今臨時国会中に成立するかどうか与野党とも流動しています。APTの活動に引き付けて問題を見ておきましょう。

1. その場しのぎの「即戦力の外国人材」ではなく、生活者として受入れる準備が必要です。当然そのためには家族などについて考慮しなければなりません。

2. 途上国への技能移転と言う目的とは逆に、労働力不足に利用され人権侵害を引き起こしてきた技能実習制度を廃止し、労働者の権利が保障される受入れ制度として検討すべきです。

3. 受入れ環境整備について「法務省が司令塔的役割を果たす」、出入国管理を厳格化するための「出入国在留管理庁」の設置など管理強化が強調され分断と対立ではなく社会統合を進める準備があいまいです。共生のための論議と制度が必要です。

(土田 亘)

### 維持会費・ご寄付をいただいた方々(敬称略)

北村保子、青木信雄、田中君枝、(株)ビーコス、坂和優、上内鏡子、ユニオン「らくだ」、竹内昌代、土井アルリーン

**APT 活動のためのご寄付、及び賛助会員を募集しております。**  
**賛助会員には年会費 5,000 円で年 3 回のニュースレターを送付いたします。同封の用紙にてお振込ください。**  
**郵便為替: 京都 YWCA アプト 010050-5-7761**

# 活 動 報 告

7月1日 ~ 10月31日

**7月**

- 4日 生活医療ネット関西会議@Rink
- 13日 Kyotoつなぐさろんミーティング@京都希望の家
- 17日 りこんアラートミーティング@豊中国際交流協会
- 21日 APT全体ミーティング・ケース協議

**8月**

- 9日 生活医療ネット関西会議@Rink

**9月**

- 3日 配偶者などからの暴力に関わるネットワーク京都会議@京都府家庭支援総合
- 15日 APT全体ミーティング・ケース協議  
京都市国際交流協会との行政通訳合同ミーティング@京都YWCA
- 28日 京都YWCAボランティア説明会

**10月**

- 20日 APT全体ミーティング・ケース協議
- 27日 親子リフレッシュお出かけ（滋賀県立琵琶湖博物館、水生植物公園みずの森）

相談対応（7月～10月）集計

分類	項目	7月	8月	9月	10月	延べ件数
相談対応 件数	継続	21	21	25	25	92
	新規	4	2	1	2	9
相談対応 方法	電話	33	19	35	25	112
	メール	9	20	13	14	56
	来所	0	0	3	4	7
	同行	2	2	3	1	8
	FAX	0	0	0	1	1
	手紙	0	0	0	1	1
	訪問	0	0	8	1	9
通訳派遣 依頼	京都市	5	4	4	5	18
	京都府	1	2	1	0	4
	個人	0	1	0	0	1
	翻訳	0	0	0	0	0

京都 YWCA・APT は多文化強制社会の実現を求めて外国籍住民のための支援プログラムを展開している京都 YWCA のグループです。

**相談電話：075-451-6522**

**月曜日：13：00-16：00**

**木曜日：15：00-18：00**

メール相談も受け付けます。

**apt@kyoto.ywca.or.jp**

新規相談件数集計

2018年7月1日～2018年10月31日：9件			
●国籍別			
フィリピン	4	中国	2
イタリア・ドイツ・イラン			各1
●性別			
女性	7	男性	2
●居住地			
京都	8	滋賀	1
●相談内容			
DV	4	生活(年金)	2
医療	1	生活(子ども手当)	1
法律	1		

## 京都 YWCA

〒602-8019 京都市上京区室町通出水上ル

TEL: 075-431-0351

FAX: 075-431-0352

**e-mail: office@kyoto.ywca.or.jp**

**HP: http://kyoto.ywca.or.jp/**



YWCA (Young Women's Christian Association) は、キリスト教を基盤に、世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際 NGO です。1855年に英国で始まり、今では日本を含む120あまりの国と地域で、約2,500万人の女性たちが活躍しています